

# 令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名: 中目黒小学校内学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
  - ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
  - ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
  - ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
- 例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- 、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

## I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針に基づき、創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	子どもの発達状況を考えながら、適切な遊び、生活の場の提供を行うとともに、学校や保護者との連携を行い、育成支援の役割を担っている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	一部屋での活動においても、活動の時間分けや、動的と静的な遊びの住み分けを行い、子どもが安心して過ごせる環境、主体的な遊びや生活が可能となるような生活習慣の確立などを行っている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	お迎え時、電話、連絡帳、年2回の個人面談等、日々、保護者と密に連絡を取り合っている。ささいなできごとでも気になることがあれば情報共有を行うとともに、必要に応じて学校とも連携を図り、育成支援に繋げている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	研修や日々のOJTを行うとともに、子どもたちにとって魅力ある職員となるように、個性を活かし、様々な知識や技能をもって、子どもの育成支援を行えるよう、自己研鑽に励んでいる。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	自治体での研修にも積極的に参加するとともに、社内研修において、人権研修等の専門的な研修を行うなど、子どもの人権への配慮、支援員の資質の向上に努めている。また、個人情報の管理を徹底した運営を行っている。
4 放課後児童クラブにおける社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	△	要望や苦情は施設長が受け付けることについて、周知不足があったため、施設での掲示をはじめ、保護者会やお便り等を通じて、周知を図る。ご意見等の対応については自治体と連携を図りながら、迅速かつ適切に、誠意をもって対応するとともに、職員間にて共有を行い、事業内容向上を図る。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
	(2)研修等	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。
	(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの特徴、個性を尊重し、安心して過ごすことのできる環境を整え、子どもが主体的に遊べるように支援を行っている。

## II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	子どもの様子を共有するだけでなく、保護者の思いや対応を確認することで、継続的な育成支援を行い、状況に応じてコミュニケーション作りのサポートや育児相談を行う等、子どもだけでなく、家庭への支援も行うよう努めている。
	(2)育成支援の留意点	○	安心、安全な運営に努める中で、子どもたちの意見を尊重し、主体的に活動できるような環境を整え、育成支援の留意点に基づいた支援を家庭や学校と連携して行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもへの受入れの考え方	○	障害のある子どもへの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。
	(2)障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点	○	障害のある子どもへの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○	保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	△	保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年度毎に年間を通じた育成支援の目標を設定し、計画に準じた運営を行っている。また、日々、育成記録を取り、育成支援に繋げている。お便り、個人面談等を通じ、定期的に全ての家庭へ共有している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	日々の育成記録の作成、出欠席の確認等、運営に関わる基本的な業務はすべて取り組み、保護者、学校、地域との連絡調整も積極的に図っている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	日々の情報共有だけでなく、懇談会の場を設け、学校との連携を図っている。長期休み時に体育館の使用ができるように連携を図り、学童保育クラブの生活を広げた。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校と情報共有を行う際には、秘密保持できる関係性である。またセンシティブな内容の場合などは、状況に応じて保護者へ確認を取るなど、配慮をした上で、連携を行っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	新1年生の気になる児童においては、保育園等に見学に行き、先生との情報共有を行い、連携に努めているが、子ども同士の交流は図れていないため、情勢に応じて、今後、交流の機会を設ける。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	近隣児童館行事や地域行事に参加するなど、地域との交流を図っていると同時に、地域の各関係者との会議に参加し、防犯や防災、流行り病等の情報共有を積極的に行っている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	タイムシェア教室の正しい利用や決まっている曜日の授業準備、ランドセルひろばの利用など留意事項を理解し、適切に対応を行っている。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	

### III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	区の設定したルールに則った感染症対策、発生時の対応を実施。手洗いがい徹底や施設設備として適切な準備を行っている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	遊びの前には必ず環境の確認を行い、安全に遊べるように努めている。また緊急時対応のマニュアルの掲示をすることで、有事の際に適切な行動が出来るようにしている。
	(3)防災及び防犯対策	○	毎月、地震、火災、水害等を想定した避難訓練を行い、災害発生時速やかにマニュアルに沿った行動がとれるようにしている。また、不審者訓練等も定期的に実施している。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	△	帰宅経路に危険箇所がないか確認を行うとともに、保護者と密に連絡を取り合っている。今後、地域組織と連携した見守り活動等の取り組みが出来るよう、地域との交流を図る

### IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
18 施設及び設備	(1)施設	○	育成室が空き教室のタイムシェアのため、専用区画の確保はできていない。ランドセルひろばに学童クラブとして参加を行い、屋内だけではなく、屋外で遊ぶことが出来る場所も確保している。また放課後児童支援員の事務作業や更衣できるスペースも確保している。
	(2)設備、備品等	○	子どもの1人1人のランドセルや荷物を収納可能なロッカーの配置。子どもたちの成長や流行に合わせた玩具・図書を備えている。
19 職員体制	(1)職員配置	○	支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。
	(2)育成支援の実施	○	支援の単位ごとに育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、8:15~18:15(一部の学童保育クラブで8:00~19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○	労働基準法に基づく就業規則に則り、適切な労働環境となるよう努めている。また、健康診断の定期実施や、労災保険を含む各種社会保険に加入し、安心して働ける環境づくりが行われている。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○	放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。
	(2)情報公開	○	放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。